

レストラン「みくら」

# 新メニューの名前

# 募集

問い合わせ レストラン「みくら」☎0234

大竹高校家庭クラブの生徒が考案した「おお茸 WA ッ！コロッケ」、「ヘルシーおいしーこんにゃく天ぷら（鶏ミンチ・鮭フレーク）」。今まではそれぞれ別の定食として出されていましたが、どちらの料理も皆さんに味わってもらいたいとの思いから、それらが一度に味わえる新メニューが誕生しました。

たくさんの人に親しみをもってもらえる名前を募集しています。

## 応募〆切

平成26年3月31日(月) (必着)

## 応募方法

必要事項（住所、名前、電話番号、メニューの名前）を記入の上、直接またはファクス（☎0234）または郵便でレストラン「みくら」へ。

## あて先

レストラン「みくら」行  
栗谷町大栗林195-12



採用された方には  
栗谷産のお米「ヒノヒカリ」  
15kgプレゼント

## 届いていますか

## 「入学通知書」

問い合わせ 総務学事課☎2185

教育委員会では、市内の小・中学校に入学する児童・生徒の保護者に「入学通知書」を送っています。

まだ届いていない、または通知書の内容に不明な点などがある場合は、総務学事課へご連絡ください。

## 入学は指定された学校へ

学校選択制で学校が決定された保護者は、選択決定した学校が指定校となっていることをご確認ください。選択されなかった場合は、住所地に基づいた指定校となります。

なお、国立・私立の小・中学校に入学する児童・生徒の保護者は、「区域外就学届出書」に入学予定校の承諾書を添えて、学校、または総務学事課へ提出してください。届出書は、学校および総務学事課にお問い合わせください。

## 就学援助制度があります

経済的な理由で就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品や給食などの費用を援助する制度があります。

## 対象

- ①生活保護が停止、または廃止
- ②市民税が非課税または減免、個人事業税が減免、固定資産税が減免（家屋新築による減額ではありません）
- ③国民年金の掛金が免除
- ④国民健康保険料が減免または徴収猶予
- ⑤児童扶養手当の支給を受けている（児童手当ではありません）
- ⑥生活福祉資金の貸し付けを受けている
- ⑦雇用保険の失業給付を受けている
- ⑧経済的に就学が困難

※ ⑧は、生活保護法に準じて計算した収入認定額が必要額の1・1倍未満が対象となります。

## 援助費項目

認定されれば、学用品費、修学旅行費、給食費などが援助費として支給されます。

詳しくは、総務学事課、または各小・中学校、お近くの民生・児童委員にご相談ください。

